

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 1月25日

【会社名】 株式会社日本ハウスホールディングス

【英訳名】 NIHON HOUSE HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 成 田 和 幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目 3 番 8

【電話番号】 (03)5215-9907

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統轄本部長 河 瀬 弘 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目 3 番 8

【電話番号】 (03)5215-9907

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統轄本部長 河 瀬 弘 一

【縦覧に供する場所】 株式会社日本ハウスホールディングス 埼玉支店  
(埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目35番地 6 )  
株式会社日本ハウスホールディングス 横浜支店  
(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地 8 )  
株式会社日本ハウスホールディングス 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)  
株式会社日本ハウスホールディングス 姫路支店  
(兵庫県姫路市飾摩区野田町71番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成31年1月24日開催の当社第50期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成31年1月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額688,072,065円

効力発生日

平成31年1月25日

第2号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図ると共に、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するためであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、成田和幸、真田和典、河瀬弘一、武藤清和、柴谷晃、恵島克芳及び河野守の7氏を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人の太陽有限責任監査法人が任期満了で退任することにより、新たに会計監査人としてK D A 監査法人を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される池辺厚幸氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については取締役会に一任する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	265,960	3,386	881	(注) 1	可決 (98.42)
第2号議案 定款一部変更の件	267,437	1,908	881	(注) 2	可決 (98.97)
第3号議案 取締役7名選任の件					
成田 和幸	226,240	43,106	881	(注) 3	可決 (83.72)
真田 和典	265,201	4,145	881		可決 (98.14)
河瀬 弘一	260,243	9,103	881		可決 (96.31)
武藤 清和	265,153	4,193	881		可決 (98.12)
柴谷 晃	258,571	10,775	881		可決 (95.69)
恵島 克芳	256,299	13,047	881		可決 (94.85)
河野 守	266,294	3,052	881		可決 (98.54)
第4号議案 会計監査人選出の件	256,410	12,936	881	(注) 1	可決 (94.89)
第5号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	218,192	51,153	881	(注) 1	可決 (80.74)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。